

# 告示

## 埼玉県告示第千五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
漆原歯科クリニック	鴻巣市宮地四一五―六	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和二年六月三十日
のぞみ元氣薬局	本庄市本庄一九―三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和二年六月一日
訪問介護事業所 うぶすな	熊谷市石原三一九〇―二	訪問介護	令和二年七月三十一日
居宅介護支援事業 うぶすな	熊谷市石原三一九〇―二	居宅介護支援	令和二年七月三十一日
ニチイケアセンター 新座	新座市東北二二六―二深井ビル二―A	居宅介護支援	令和二年八月三十一日

ニチケアセンタ  
鶴ヶ島

鶴ヶ島市鶴ヶ丘  
ニケ島市鶴ヶ丘  
ビルニ七F  
K  
&  
Y

居宅介護支援

令和二年八月三十日